

○法務省令第二十八号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

法務大臣 齋藤 健

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

		改正後	
活動	基準	〔略〕	<p>法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動</p> <p>一 申請人が演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ 申請人が次のいずれにも該当する本邦の公私の機関と締結する契約に基づいて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法</p>
活動	基準	〔同上〕	<p>法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動</p> <p>一 申請人が演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする場合は、二に規定する場合を除き、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 申請人が従事しようとする活動について次のいずれかに該当していること。</p> <p>ただし、当該興行を行うことにより</p>
		改正前	

-
-
- 律第二百二十二号。以下「風営法」とい
う。）第二条第一項第一号から第三号
までに規定する営業を営む施設以外の
施設において行われるものであること
°
- (1) 外国人の興行に係る業務について
通算して三年以上の経験を有する経
営者又は管理者がいること。
- (2) 当該機関の経営者又は常勤の職員
が次のいずれにも該当しないこと。
(i) 人身取引等を行い、唆し、又は
これを助けた者
(ii) 過去五年間に法第二十四条第三
-
-

- 得られる報酬の額（団体で行う興行の
場合にあつては当該団体が受ける総額
）が一日につき五百万円以上である場
合は、この限りでない。
- (1) 削除
- (2) 外国の教育機関において当該活動
に係る科目を二年以上の期間専攻し
たこと。
- (3) 二年以上の外国における経験を有
すること。
- ロ 申請人が次のいずれにも該当する本
邦の機関との契約（当該機関が申請人
に対して月額二十万円以上の報酬を支
-
-

号の四イからハまでに掲げるいず
れかの行為を行い、唆し、又はこ
れを助けた者

(iii) 過去五年間に当該機関の事業活

動に関し、外国人に不正に法第三
章第一節若しくは第二節の規定に
よる証明書の交付、上陸許可の証
印（法第九条第四項の規定による
記録を含む。以下同じ。）若しく
は許可、同章第四節の規定による
上陸の許可又は法第四章第一節、
第二節若しくは法第五章第二節の
規定による許可を受けさせる目的

払う義務を負うことが明示されている
ものに限る。以下この号において「興
行契約」という。）に基づいて演劇等
の興行に係る活動に従事しようとする
ものであること。ただし、主として外
国の民族料理を提供する飲食店（風俗
営業等の規制及び業務の適正化等に關
する法律（昭和二十三年法律第二百十
二号。以下「風営法」という。）第二
条第一項第一号に規定する営業を営む
施設を除く。）を運営する機関との契
約に基づいて月額二十万円以上の報酬
を受けて当該飲食店において当該外国

で、文書若しくは図画を偽造し、

若しくは変造し、虚偽の文書若し

くは図画を作成し、若しくは偽造

若しくは変造された文書若しくは

図画若しくは虚偽の文書若しくは

図画を行使し、所持し、若しくは

提供し、又はこれらの行為を唆し

、若しくはこれを助けた者

(iv)

法第七十四条から第七十四条の

八までの罪又は売春防止法（昭和

三十一年法律第百十八号）第六条

から第十三条までの罪により刑に

処せられ、その執行を終わり、又

の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演

奏に係る活動に従事しようとするとき

は、この限りでない。

(1) 外国人の興行に係る業務について

通算して三年以上の経験を有する経

営者又は管理者がいること。

(2) 五名以上の職員を常勤で雇用して

いること。

(3) 当該機関の経営者又は常勤の職員

が次のいずれにも該当しないこと。

(i) 人身取引等を行い、唆し、又は

これを助けた者

(ii) 過去五年間に法第二十四条第三

は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(v) 暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成三年法律

第七十七号）第二条第六号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」

という。）又は暴力団員でなくな

った日から五年を経過しない者

(3) 過去三年間に締結した契約に基づ

いて興行の在留資格をもつて在留す

る外国人に対して支払義務を負う報

酬の全額を支払っていること。

(4) (1)から(3)までに定めるもののほか

号の四イからハまでに掲げるいず
れかの行為を行い、唆し、又はこ
れを助けた者

(iii) 過去五年間に当該機関の事業活

動に関し、外国人に不正に法第三

章第一節若しくは第二節の規定に

よる証明書の交付、上陸許可の証

印（法第九条第四項の規定による

記録を含む。以下同じ。）若しく

は許可、同章第四節の規定による

上陸の許可又は法第四章第一節、

第二節若しくは法第五章第三節の

規定による許可を受けさせる目的

、外国人の興行に係る業務を適正に遂行する能力を有するものであること。

ロ 申請人が従事しようとする活動が、次のいずれかに該当していること。

(1) 我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人が主催する演劇等の興行又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校、専修学校若しくは各種学校にお

で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

(iv) 法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又

いて行われるものであること。

(2) 我が国と外国との文化交流に資する目的で国、地方公共団体又は独立行政法人の資金援助を受けて設立された本邦の公私の機関が主催するものであること。

(3) 外国の情景又は文化を主題として観光客を招致するために外国人による演劇等の興行を常時行っている敷地面積十万平方米メートル以上の施設において行われるものであること。

(4) 客席において飲食物を有償で提供せず、かつ、客の接待（風営法第二

は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

(4) 過去三年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていること。

ハ 申請に係る演劇等が行われる施設が

条第三項に規定する接待をいう。以下同じ。)をしない施設(営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの又は客席部分の収容人員が百人以上であるものに限る。)において行われるものであること。

(5) 当該興行により得られる報酬の額(団体で行う興行の場合にあつては当該団体が受ける総額)が一日につき五十万円以上であり、かつ、三十日を超えない期間本邦に在留して行われるものであること。

ハ) 申請人が従事しようとする活動が、

次に掲げるいずれの要件にも適合すること。ただし、興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が当該施設において申請人以外にいない場合は、(6)に適合すること。

(1) 不特定かつ多数の客を対象として外国人の興行を行う施設であること。

(2) 風営法第二条第一項第一号に規定する営業を営む施設である場合は、次に掲げるいずれの要件にも適合していること。

(i) 専ら客の接待(風営法第二条第

次のいずれにも該当していること。

- (1) 申請人が従事しようとする活動について次のいずれかに該当していること。ただし、当該興行を行うことにより得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあつては当該団体が受ける総額）が一日につき五百万円以上である場合は、この限りでないこと。
-
- (i) 外国の教育機関において当該活動に係る科目を二年以上の期間専攻したこと。
- (ii) 二年以上の外国における経験を
-
-

三項に規定する接待をいう。以下同じ。）に従事する従業員が五名以上いること。

- (ii) 興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもつて在留する者が客の接待に従事するおそれがないと認められること。
- (3) 十二平方メートル以上の舞台があること。
- (4) 九平方メートル（出演者が五名を超える場合は、九平方メートルに五名を超える人数の一名につき一・六平方メートルを加えた面積）以上の
-
-

有すること。

- (2) 申請人が次のいずれにも該当する本邦の機関との契約（当該機関が申請人に対して月額二十万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されているものに限る。以下この号において「興行契約」という。）に基づいて演劇等の興行に係る活動に従事しようとするものであること。ただし、主として外国の民族料理を提供する飲食店（風営法第二条第一項第一号に規定する営業を営む施設を除く。）を運営する機関との契約に
-
-

出演者用の控室があること。

- (5) 当該施設の従業員の数が五名以上であること。
- (6) 当該施設を運営する機関の経営者又は当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。
- (i) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者
- (ii) 過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者
-
-

基づいて月額二十万円以上の報酬を受けて当該飲食店において当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動に従事しようとするときは、この限りでない。

(i) 外国人の興行に係る業務について通算して三年以上の経験を有する経営者又は管理者がいること。

(ii) 五名以上の職員を常勤で雇用していること。

(iii) 当該機関の経営者又は常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(iii) 過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第二節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書

(a) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(b) 過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

(c) 過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第二節若

若しくは凶画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

(iv) 法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(v) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、

文書若しくは図画を偽造し、若

しくは変造し、虚偽の文書若し

くは図画を作成し、若しくは偽

造若しくは変造された文書若し

くは図画若しくは虚偽の文書若

しくは図画を行使し、所持し、

若しくは提供し、又はこれらの

行為を唆し、若しくはこれを助

けた者

(d) | 法第七十四条から第七十四条

の八までの罪又は売春防止法第

六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(e) 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

(iv) 過去三年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもつて在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払つていないと。

-
-
- (3) 申請に係る演劇等が行われる施設が次に掲げるいずれの要件にも適合すること。ただし、興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が当該施設において申請人以外にいない場合は、(vi)に適合すること。
- (i) 不特定かつ多数の客を対象として外国人の興行を行う施設であること。
- (ii) 風営法第二条第一項第一号に規定する営業を営む施設である場合は、次に掲げるいずれの要件にも
-
-

適合していること。

(a) 専ら客の接待に従事する従業員が五名以上いること。

(b) 興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもつて在留する者が客の接待に従事するおそれがないと認められること。

(iii) 十三平方メートル以上の舞台があること。

(iv) 九平方メートル（出演者が五名を超える場合は、九平方メートルに五名を超える人数の一名につき一・六平方メートルを加えた面積

() 以上の出演者用の控室があること。

(v) | 当該施設の従業員の数が五名以上であること。

(vi) | 当該施設を運営する機関の経営者又は当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(a) | 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(b) | 過去五年間に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、

又はこれを助けた者

(c) 過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は法第四章第一節、第二節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽

造若しくは変造された文書若しくは
図画若しくは虚偽の文書若しくは
図画を行使し、所持し、
若しくは提供し、又はこれらの
行為を唆し、若しくはこれを助
けた者

(d) 法第七十四条から第七十四条
の八までの罪又は売春防止法第
六条から第十三条までの罪によ
り刑に処せられ、その執行を終
わり、又は執行を受けることが
なくなった日から五年を経過し
ない者

(e) 暴力団員又は暴力団員でなく

なつた日から五年を経過しない

者

「号を削る。」

二 申請人が演劇等の興行に係る活動に従

事しようとする場合は、次のいずれかに

該当していること。

イ 我が国の国若しくは地方公共団体の

機関、我が国の法律により直接に設立

された法人若しくは我が国の特別の法

律により特別の設立行為をもって設立

された法人が主催する演劇等の興行又

は学校教育法（昭和二十二年法律第二

十六号）に規定する学校、専修学校若

しくは各種学校において行われる演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ロ 我が国と外国との文化交流に資する目的で国、地方公共団体又は独立行政法人の資金援助を受けて設立された本邦の公私の機関が主催する演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ハ 外国の情景又は文化を主題として観光客を招致するために外国人による演劇等の興行を常時行っている敷地面積十万平方米メートル以上の施設において

当該興行に係る活動に従事しようとするとき。

ニ 客席において飲食物を有償で提供せず、かつ、客の接待をしない施設（営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの又は客席の定員が百人以上であるものに限る。）において演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ホ 当該興行により得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあつては当該団体が受ける総額）が一日につき五十万円以上であり、かつ、十五日を超え

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[略]	二 [略]	
		三 [略]	
	[同上]	三 [同上]	ない期間本邦に在留して演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。
		四 [同上]	

附 則

この省令は、令和五年八月一日から施行する。